食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件新旧対照条文 ○食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

(傍線部分は改正部分)

	改	正	案		現		行	
第1 食品 D 各条 ○ 寒天 1 (略) ○ 穀類、豆類及び野菜 1 次の表の第1欄に掲げる穀類又は豆類は、同表第2欄に掲げる物をそれぞれ同表第3欄に定める量を超えて含有するものであつてはならない。この場合において、同表の第2欄に掲げる物について同表の第3欄に「不検出」と定めているときは、次の2に規定する試験法によつて試験した場合に、その物が検出されるものであつてはならない。					第1 食品 D 各条 ○ 寒天 1 (略) ○ 穀類、豆類及び野菜 1 次の表の第1欄に掲げる穀類又は豆類は、同表第2欄に掲げる物をそれぞれ同表第3欄に定める量を超えて(ただし、同表第2欄に掲げるカドミウム及びその化合物にあつては同表第3欄に定める量以上)含有するものであつてはならない。この場合において、同表の第2欄に掲げる物について同表の第3欄に「不検出」と定めているときは、次の2に規定する試験法によつて試験した場合に、その物が検出されるものであつてはならない。			
第1欄	第2欄		第3欄	第1欄	第2欄		第3欄	
米 (玄米 及び精米 をいう。 2の(1)に おいて同 じ。)	カドミウム及びその化合物		Cdとして <u>0.4ppm</u>	*	カドミウム及びその化合	物	Cdとして <u>1.0ppm</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	
2 穀類及び豆類の成分規格の試験法 (1) 検体				2 穀類及び豆類の成分規格の試験法 (1) 検体				
食品			検体	食品			検体	
米		玄米及	で精米	米				

(略)

(略)

(略)

(略)

(2) カドミウム試験法 カドミウムの定量法は、次に示す原子吸光法による。

(略)

(2) カドミウム試験法

カドミウムの定量法は、<u>1. に示す</u>原子吸光法による。<u>ただし、2.</u> に示すジチゾン・クロロホルム法によることができる。

1. 原子吸光法

(略)2. ジチゾン・クロロホルム法

a 装置

第2 添加物の部B 一般試験法の項の吸光度測定法の装置を 準用する。

<u>b</u> 試薬・試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

20%塩酸ヒドロキシルアミン溶液 塩酸ヒドロキシルアミン20g を水に溶かして100mlとする。

<u>カドミウム標準溶液</u> 金属カドミウム0.100gを10%硝酸50m1に 溶かし、煮沸し、水を加えて100m1とする。この10m1を採り、 水を加えて1,000m1とする。

カドミウム標準溶液1ml=10μg Cd2+

ジチゾン・クロロホルム溶液 ジチゾンを乳鉢ですりつぶし, その0.05gをクロロホルム(新たに蒸留したもの,以下同じ。) 100mlに溶かし,これにアンモニア水の溶液(1→100)100mlを 加え,振り混ぜた後,静置し,水層を分取する。クロロホル ム層をアンモニア水の溶液(1→100)100mlずつを用いて2回同 様に操作し,水層を合わせ,この水層をクロロホルム20mlず つを用いて3回洗う。次いで水層に塩酸(1→2)を加えてわずか に酸性とした後,クロロホルム200mlずつを用いて2回抽出す る。クロロホルム層を合わせ,更にクロロホルムを加えて全 量を約1,000mlとし,ジチゾン・クロロホルム原液とする。原 液は遮光して冷所に保存する。

原液をクロロホルムで10倍に薄めた溶液について、クロロホルムを対照液とし、層長10mmで、波長605nm付近の極大波長における吸光度Aを測定する。

次に、原液 $(20,000/(62\times A))$ mlを採り、クロロホルムを加えて正確に1,000mlとする。用時調製する。

<u>ジチゾン・クロロホルム溶液1,000ml=20mgC18H12N4S</u> 25%酒石酸カリウムナトリウム溶液 酒石酸カリウムナトリウム25gを水に溶かして100mlとする。

2%酒石酸溶液 酒石酸2gを水に溶かして100m1とする。

水酸化ナトリウム・シアン化カリウム溶液(A) 水酸化ナトリウム40g及びシアン化カリウム1.0gを水に溶かして100mlとする。水酸化ナトリウム・シアン化カリウム溶液(B) 水酸化ナトリウム40g及びシアン化カリウム0.05gを水に溶かして100mlとする。

## c 試料の調製

検体約10~30gを精密に量り採り、300mlのケールダールフラスコに入れ、水10~40ml及び硝酸40mlを加え、よく混和した後、穏やかに加熱する。暫時加熱した後、放冷し、硫酸20mlを加え、再び加熱する。その間、必要があれば時々少量ずつ硝酸を加える。内容物が淡黄色~無色の透明な液になれば分解は完了する。冷後飽和シュウ酸アンモニウム溶液25mlを加えて硫酸の白煙が発生するまで加熱する。冷後水約50ml及び20%塩酸ヒドロキシルアミン溶液2mlを加えた後、ジチゾン・クロロホルム溶液10mlずつでジチゾンの緑が残るまで抽出を繰り返し、次いでクロロホルム10~20mlずつで1~2回振り混ぜた後、静置し、クロロホルム層は捨てる。水層に25%酒石酸カリウムナトリウム溶液5ml及びメチルオレンジ試液2滴を加え、アンモニア水で中和した後、水を加えて100mlとし、これを試料とする。

## d 試験操作

試料25mlを分液漏斗に入れ,25%酒石酸カリウムナトリウム溶液5ml,水酸化ナトリウム・シアン化カリウム溶液(A)5ml,20%塩酸ヒドロキシルアミン溶液1ml及びジチゾン・クロロホルム溶液10mlを加え,1分間振り混ぜた後,静置し,クロロホルム層をあらかじめ2%酒石酸溶液25mlを入れた別の分液漏斗に分取する。水層は、更にジチゾン・クロロホルム溶液10ml及び5mlを用いて2回抽出し、クロロホルム層は先に分取したクロロホルム層に合わせ、2分間振り混ぜた後、静置し、下層のクロロホルム層を捨てる。水層はクロロホルム5mlを用いて洗い、クロロホルム層を捨てる。水層はクロロホルム5mlを用いて洗い、クロロホルム層を捨てる。

水層に20%塩酸ヒドロキシルアミン溶液1ml,水酸化ナトリウム・シアン化カリウム溶液(B)5ml及びジチゾン・クロロホルム溶液10mlを加え、1分間振り混ぜた後、静置し、下層のクロロホルム層を乾燥したろ紙でろ過し、25mlのメスフラスコに移す。水層は、更にジチゾン・クロロホルム溶液10ml及び5mlを用いて2回抽出し、クロロホルム層を乾燥したろ紙でろ過し、25mlのメスフラスコに合わせ、クロロホルムを加えて全量を25mlとする。この液につき、層長10mmで波長520nm付近の極大波長における吸光度Aを第2 添加物の部B 一般試験法の項の吸光度測定法の操作法に準じて測定する。

